

埼玉県の水質規制(工場・事業場)

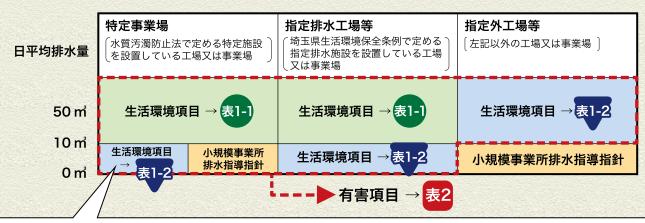
埼玉県では、公共用水域(河川や湖沼など)や地下水における水質汚濁の防止を図るため、 次に掲げる法律や条例等に基づき、工場又は事業場に対し規制・指導を行っています。

- 水質汚濁防止法
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例
- 埼玉県生活環境保全条例(水質関係)
- ダイオキシン類対策特別措置法(水質関係)
- 小規模事業所排水指導指針
- 工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針

※さいたま市内では、「埼玉県生活環境保全条例」に代わって「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます ので、このリーフレットとは規制の内容が異なります。

排出水の濃度に関する規制(排水基準)

(詳細は「濃度規制」のパンフレットを御覧ください。)



以下の特定事業場は、日平均排水量が10 ㎡未満であっても生活環境項目(表 1-2)の排水基準が適用されます。

11 動物系飼料、有機質肥料製造業の原料処理施設等

66の4 共同調理場のちゅう房施設(500 ㎡以上)

66の5 弁当仕出屋、弁当製造業のちゅう房施設(360 ㎡以上)

66の6 飲食店のちゅう房施設(420 ㎡以上)

特定施設 66の7 そば店、うどん店、すし店、喫茶店等のちゅう房施設(630 ㎡以上)

66の8 料亭、バー、キャバレー等のちゅう房施設 (1,500 ㎡以上)

68の2 病床数300床以上の病院に設置されるちゅう房施設等70の2 自動車特定整備事業の洗車施設 (800 ㎡以上)

72 し尿処理施設 (501~人槽のし尿浄化槽等)

指定地域特定施設(201~500人槽のし尿浄化槽)

上記の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設を設置する工場又は事業場

表]-] 生活環境項目※1

既存…平成4年4月1日前に設置(工事中を含む)された施設、新規…平成4年4月1日以後に設置された施設 基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。

を設置する工場又は事業場

	生物化学的酸素	要求量(BOD) ^{※3}	浮遊物質量(SS)		フェノール類 含有量
(下記以外の施設)	25 (日間	引平均 20)	60 (日間平均 50)		1
1の2 畜産農業、サービス業の豚房施設、牛房施設、馬房施設 ^{※2} 69 と畜業、死亡獣畜取扱業の解体施設	80 (日間	引平均 60)	150 (日間平均 120)		5
指定地域特定施設 (201~500人槽のし尿浄化槽 (指定地域のみ)) 72 し尿処理施設 (501~2000人槽のし尿浄化槽)	^既 存 60	新 25 (日間平均 20)	既 80 (日間平均 70)	新 60 (日間平均 50)	5
72 し尿処理施設 (2001人槽以上のし尿浄化槽、浄化槽汚泥処理施設等)	既 30	新 25 (日間平均 20)	既 70 (日間平均 60)	新 60 (日間平均 50)	5
73 下水道終末処理施設	25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)		5

	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	溶解性マンガン含有量	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	クロム含有量	2
I	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	大腸菌群数	日間平均 3,000
	銅含有量	3	窒素含有量 ※4.5	120 (日間平均 60)
	亜鉛含有量 ^{※4}	2	りん含有量 ^{※4,5}	16 (日間平均 8)
	溶解性鉄含有量	10	化学的酸素要求量(COD) ^{※3}	160 (日間平均 120)

※1 特定施設 74「共同処理施設」については、処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用されます。

※2 排水量等によって、適用される基準が異なる場合があります。

※3 BODは湖沼以外に排出される排出水に適用され、CODは湖沼に排出される排出水に適用されます。

※4 一部の業種には、暫定基準が適用されます。

※5 日平均排水量が 50 ㎡以上の特定事業場に適用されます。

排水基準の単位 pH:単位なし 大腸菌群数:個/cm それ以外の項目:mg/L

表1-2 生活環境項目

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) **	150 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD) **	160 (日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)	180 (日間平均 150)

※BODは湖沼以外に排出される排出水に適用され、CODは湖沼に排出される排出水に適用されます。 排水基準の単位 pH:単位なし それ以外の項目:mg/L

小規模事業所排水指導指針

指導対象:排水基準が適用されない特定事業場

一般飲食店、遊興飲食店

排水が著しく汚染されている工場又は事業場

指導内容:必要に応じて、油水分離槽、沈殿槽、排水桝

等の簡易な排水処理施設の設置を指導

有害項目

(カドミウムとして) 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
(シアンとして) 1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1	1,1,1-トリクロロエタン	3
(鉛として) 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
(六価クロムとして) 0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
(ひ素として) 0.1	チウラム	0.06
(水銀として) 0.005	シマジン	0.03
検出されないこと (0.0005)	チオベンカルブ	0.2
0.003	ベンゼン	0.1
0.1	セレン及びその化合物	(セレンとして) 0.1
0.1	ほう素及びその化合物 ※	(ほう素として) 10
0.2	ふっ素及びその化合物 ※	(ふっ素として) 8
0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	100 アンモニア性窒素 ×0.4 亜硝酸性窒素 ×1 の合計
0.04	1,4-ジオキサン	0.5
	(シアンとして) 1 1 (鉛として) 0.1 (六価クロムとして) 0.2 (ひ素として) 0.1 (水銀として) 0.005 検出されないこと (0.0005) 0.003 0.1 0.1 0.2 0.02	(シアンとして) 1 シス-1,2-ジクロロエチレン 1 1,1,1-トリクロロエタン (鉛として) 0.1 1,1,2-トリクロロエタン (六価クロムとして) 0.2 1,3-ジクロロプロペン (ひ素として) 0.1 チウラム (水銀として) 0.005 シマジン 検出されないこと (0.0005) チオベンカルブ 0.003 ベンゼン 0.1 セレン及びその化合物 0.1 ほう素及びその化合物 ※ 0.2 ふっ素及びその化合物 ※ 可能化合物及び硝酸化合物 ※

※ 一部の業種には、暫定基準が適用されます。

排水基準の単位:mg/L

排水基準に関する自主測定

日平均排水量	特定事業 有害物質取	:場のうち 扱事業場 ** ¹	特定事業場のうち 有害物質取扱事業場でないもの		指定排水工場等	
3,713 =	有害項目	その他の項目	有害項目	その他の項目	有害項目	その他の項目
1000 ㎡以上	1か月に1回	1か月に1回	1か月	1に1回	1か月に1回	
300 ㎡以上 1000 ㎡未満		2か月に1回	2か月]に1回	2か月	1に1回
10 ㎡以上 300 ㎡未満		3か月に1回	3か月]に1回	3か月]に1回
10 ㎡未満		1年に1回**2	1年に	:1回 ^{※2}		

^{※1} 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条第2項第1号に掲げる工場又は事業場

構造基準等に関する規制 (詳細は「地下水汚染の未然防止」のパンフレットを御覧ください。)

的:有害物質を含む水の地下への浸透の防止

象:有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場

規制内容:構造基準等(構造、設備及び使用の方法に関する基準)の遵守、使用の方法や点検の方法・回数を定めた

管理要領の作成、点検の実施等

総量規制

(詳細は「総量規制」のパンフレットを御覧ください。)

的:東京湾の水質汚濁の防止

対 象:指定地域内事業場(指定地域内にある特定事業場で、日平均排水量が 50 ㎡以上のもの)

規制内容:総量規制基準の遵守、汚濁負荷量の自主測定等

※ 規制対象外の工場又は事業場のうち一部のものについては、「窒素及びりん削減対策指導指針」の対象となります。

ダイオキシン類に関する規制

(詳細は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制」のパンフレットを御覧ください。)

的:ダイオキシン類による環境の汚染の防止

規制対象:ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置している工場又は事業場

規制内容:排水基準の遵守(10 pg-TEQ / L)、排出水の自主測定・報告等

^{※2} 排水規制が適用される事業場に限って適用されます。

施設を設置する場所		問い合わせ先				
	県	水環境課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3081		
鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、 北本市、伊奈町		中央環境管理事務所〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5		048-822-5199		
飯能市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町		西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17	049-244-1250		
東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町、東秩父村		東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1	0493-23-4050		
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、 小鹿野町		秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20	0494-23-1511		
本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町		北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1	048-523-2800		
八潮市、三郷市、吉川市、松伏町		越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311		
行田市、加須市、羽生市、蓮田市、 幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町		東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011		
さいたま市		さいたま市 環境対策課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1331		
川越市		川越市 環境対策課	〒350-8601 川越市元町1-3-1	049-224-5894		
越谷市		越谷市 環境政策課	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9186		
川口市		川口市 環境保全課	〒332-0001 川口市朝日4-21-33	048-228-5389		
所沢市		所沢市 環境対策課	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	04-2998-9230		
熊谷市	市	熊谷市 環境政策課	〒360-0192 熊谷市江南中央1-1	048-536-1548		
春日部市		春日部市 環境政策課	〒344-8577 春日部市中央 7-2- 1	048-736-1111 (代表)		
草加市		草加市 環境課	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	048-922-1520		
狭山市		狭山市 環境課	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	04-2953-1111 (代表)		
上尾市		上尾市 生活環境課	〒362-8501 上尾市本町3-1-1	048-775-6940		
久喜市		久喜市 環境課	〒346-8501 久喜市下早見85-3	0480-22-1111 (代表)		

